# 茨城県議会災害対策会議の概要

#### 1 名 称

茨城県議会災害対策会議(平成30年3月28日設置)

## 2 目 的

災害時における県議会としての情報収集及び提供,調査,要望等に係る協議又は調整を行うこと。

### 3 構成員

議長、副議長、各会派を代表する議員、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び必要に 応じ議長が指名する議員

### 4 招集及び座長

県内において大規模な災害その他の緊急事態(以下「災害等」という。)が発生し、茨城県災害 対策本部が設置された場合等において、必要に応じ議長が招集し、会議の座長を務める。

## 5 協議事項

議会の災害等における対策に関し以下の事項を協議する。

- (1) 災害等における状況の情報収集等に関すること。
- (2) 災害等における議会活動等の計画及び調整に関すること。
- (3) 議員の災害等における調査活動等の調整及び支援に関すること。
- (4) 国等の関係機関への要望活動に関すること。
- (5) その他議会の災害等における対策に関し必要な事項に関すること。

#### 6 傍 聴

- (1) 会議は議員のほか、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、報道関係者 (記者クラブ加盟各社に限る。) は、許可手続きを省略して傍聴させる。
- (2) 議長が必要と判断した場合は、秘密会とすることができる。

#### 7 記 録

- (1) 会議の概要、出席者の氏名等必要な記録を作成する。
- (2) 記録は、議長及び2人以上の構成員が署名する。

# 8 その他

執行部及び議会事務局の職員を説明者として出席させることができる。

※ 「茨城県議会会議規則」及び「協議等の場の運営等について」より抜粋。